



## 第2回 正規職員採用試験（総合職・一般職）案内

**申込受付期間** 令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）  
**第一次試験日** 申込みがあった日から随時受験開始  
 令和8年7月10日（金）までに第一次試験受験完了すること  
 ※試験期間内に、各都道府県のテストセンターで受験できます。

### 1 採用職種・受験資格等について

#### (1) 総合職（職種、勤務地・異動の範囲が限定していません）

区分	募集職種	受験資格 （※取得見込み含）	人事異動の範囲	採用人数
事業団が運営する各施設の直接処遇職員	児童指導員 支援員 保育士	社会福祉士 精神保健福祉士 保育士 介護福祉士 心理士（※1） 児童指導員任用資格（※2） 社会福祉主事任用資格（※3）	全事業所	8名

#### (2) 一般職（職種、勤務地・異動の範囲が限定しています）

区分	募集職種	受験資格 （※取得見込み含）	勤務施設	人事異動の範囲	採用人数
一般職 A	児童指導員	保育士 社会福祉士 精神保健福祉士 心理士（※1） 児童指導員任用資格（※2）	・仁風学園 ・若葉学園	左記	3名
一般職 B	支援員	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 心理士（※1） 社会福祉主事任用資格（※3）	・ゆすの里 ・川内自興園 ・リハステーションゆす	左記	
一般職 C	保育士	保育士	・同胞保育園 ・鹿児島みなみ保育園 ・南部親子つどいの広場	左記	

#### (※1) 心理士について

- ① 認定心理士、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する者

#### (※2) 児童指導員任用資格について

- ① 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ② 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭となる資格を有する者（※養護教諭は該当しません。）
- ③ 高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めたる者

#### (※3) 社会福祉主事任用資格について

- ① 大学や短期大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者

③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

## 2 その他の受験資格

- (1) 社会福祉施設等での支援業務または事務業務に意欲のある方
- (2) 交代制変則勤務、夜勤、宿直勤務ができる方  
(雇用区分によっては夜勤、宿直はない場合がございます。)
- (3) 普通自動車運転免許（A T 限定可）を有する方または令和9年3月31日までに取得見込の方
- (4) 次のいずれにも該当しない方
  - ① 成年被後見人または被保佐人
  - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
  - ④ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。）に規定する特定性犯罪事実該当者  
※関係条文は9ページに記載してあります。

## 3 事業団が求める職員像

- 福祉に携わる者として、相手を思いやる心のある職員
- 社会人として不可欠なマナーを有し、言葉遣いをはじめ礼儀正しい職員
- 明るく笑顔を絶やすことなく、何事にも前向きに取り組む職員
- 業務に誠実かつ意欲的な姿勢で取り組む職員
- 組織人としての自覚を有し、組織・チームの一員として協調性のある職員
- 自らの努力を怠らず、向上心のある職員
- 他人の意見や主張を受け止めながらも、職業人・組織人として自らの考えを持ち自ら責任を負う判断のできる職員

## 4 試験の日時及び場所並びに合格発表日

区分	内容	日時	会場	合格発表
申込期間		令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで		
一次試験	総合適性テスト (C-GAB)	申込みがあった日から随時受験開始 令和8年7月10日（金）までに 受験完了 ※上記期間のうち1日 (受験者の希望日)	各県のテストセンター等※別紙リスト記載の会場のうち希望する会場等	7月中旬
二次試験	論文試験 面接試験	7月21日（火）～ ※上記期間のうち1日 (一次試験合格者と調整)	鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町1番7号)	7月下旬

## 5 試験の種類及び受験方法

区分	内 容
一次試験	総合適性テスト(C-GAB)【問題提供：日本エス・エイチ・エル社】 ① パーソナリティ検査 68問 20分(※自宅等でWEB受験) ② 知的能力テスト 85問 40分(※テストセンターもしくはWEB会場) ・言語理解テスト (32問 15分) ・計数理解テスト (29問 15分) ・英語テスト (24問 10分)
二次試験	論文試験(90分)(1,000字以内) 面接試験(30分程度・個別面接) ※提出する書類 ①資格証等または取得見込証明書 ②最終学歴(見込み)を証明できる書類

### 【第一次試験受験のながれ】

- ① 受験申込み後に、受験者へパーソナリティ検査のためのURLを受験申込書に記載のメールアドレスへ送信します。自宅等で事前にWEB受験していただきます。
- ② パーソナリティ検査受験後、各都道府県にあるテストセンター会場へ予約を行い、知的能力テストを受験していただきます。
- ③ 知的能力テストについては、以下の条件を満たす場合は、WEB上でオンライン受験が可能です。
  - ・受験実施可能なPC環境、WEBカメラ、サウンド&マイク、安定したネットワーク環境を用意できる場合
  - ・テスト受験が可能な静かな個室等を用意できる場合
- ④ テストセンター会場またはWEB会場のどちらかを選択して受験していただきます。

#### <テストセンター会場受験の場合>

受験用のPCやネットワーク環境が予め用意されており、テストセンター会場の端末を使い受験を実施する。会場へ予約をしたうえで、受付にて本人認証や写真撮影を行い受験を実施する。

#### <WEB会場受験の場合>

受験者の自宅等でWEBカメラを使用して、試験官の監視の下で実施するWEBテスト。予約をしたうえで、「チェックイン」という工程からWEBカメラで本人認証や写真撮影を行い受験する。

## 6 提出書類

(1) 受験申込書 <別紙様式1>

(2) 受験票 <別紙様式2>

※様式は、当事業団ホームページからダウンロードできます。

(入力用エクセルデータ・手書き用PDFデータ どちらでも可能です。)

## 7 受験申込み方法

- (1) 受験申込書と受験票を申込期間内(令和8年6月1日(月)から6月30日(火)まで)



ることができない、大学等において令和9年3月までに卒業することができないなど）場合は、合格の内定を取り消す場合がありますので注意してください。

(3) 特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき対象業務に従事させることができません。

このため、採用選考過程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

## 12 給与等について（令和8年4月1日現在の給与規則に基づく）

(1) 令和9年4月の新規採用者に支給予定の給料（基本給）は次のとおりです。

区 分	総合職	一般職(児童指導員・支援員)
大学卒	217,600円	217,600円
短大卒	204,400円	204,400円
高校卒	189,000円	189,000円

※上記の金額は、大学等を卒業後直ちに採用された場合の金額です。

※経験年数等によって一定の基準で加算されます。（加算される経験年数は3年上限）

(2) 新卒3年目モデルケース〔保育園勤務〕

○採用区分：総合職 職種：保育士 一人暮らし 通勤距離6km（自家用車）

大 学 卒	
<b>給与額</b>	<b>28.3万円</b>
給料月額	22.3
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
処遇改善加算手当	3.7
<b>年収額</b>	<b>443.2万円</b>
給与月額×12月	339.6
ボーナス	103.6

短 大 卒	
<b>給与額</b>	<b>27.2万円</b>
給料月額	21.2
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
処遇改善加算手当	3.7
<b>年収額</b>	<b>425.1万円</b>
給与月額×12月	326.4
ボーナス	98.7

(3) 新卒3年目モデルケース〔児童養護施設勤務〕

○採用区分：総合職 職種：児童指導員 一人暮らし 通勤距離6km（自家用車）

大 学 卒	
<b>給与額</b>	<b>28.2万円</b>
給料月額	22.3
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
調整手当	1.0
宿直手当（月3回）	1.3
処遇改善加算手当	1.3
<b>年収額</b>	<b>447万円</b>
給与月額×12月	338.4
ボーナス	108.6

短 大 卒	
<b>給与額</b>	<b>27.1万円</b>
給料月額	21.2
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
調整手当	1.0
宿直手当（月3回）	1.3
処遇改善加算手当	1.3
<b>年収額</b>	<b>428.6万円</b>
給与月額×12月	325.2
ボーナス	103.4

(4) 採用後の標準的な昇給（勤務評価等により昇給幅は変動します。）

【総合職】

区分	1年目	3年目	6年目
大学卒	217,600円	223,600円	230,400円
短大卒	204,400円	212,400円	222,800円
高校卒	189,000円	198,400円	211,200円

【一般職（児童指導員・支援員）】

区分	1年目	3年目	6年目
大学卒	217,600円	222,000円	226,800円
短大卒	204,400円	209,900円	217,600円
高校卒	189,000円	195,300円	204,400円

(5) 諸手当

扶養手当（22歳以下の子13,000円（15歳以上5,000円加算有））

住居手当（家賃の2分の1・上限20,000円）

通勤手当（上限30,000円）

期末・勤勉手当：総合職4.65月分・一般職3.72月分（年間支給率）

※その他、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、年末年始手当、処遇改善特別加算等が事業団の給与規則に基づき支給されます。

また、各施設において処遇改善加算に基づく処遇改善加算手当が支給されます。

(6) 休日等

年間休日数 : 124日（令和8年度）

年次有給休暇 : 10日間

（入職後すぐに付与されます。時間単位での取得も可能です。）

特別休暇 : 産前産後休暇、母子健康管理休暇、リフレッシュ休暇、永年勤続休暇、忌引き休暇 など

## 13 職員の処遇改善等について

当事業団では、職員の処遇改善を図るため、各処遇改善加算等を取得しています。

### 【支給例：保育士】

当事業団の保育所「同胞保育園」「鹿児島みなみ保育園」に勤務する保育士に対し、上記の諸手当とは別に次の処遇改善加算手当を支給しています。

各手当	支給額／月額	備考
処遇改善加算手当区分2	17,600円	※処遇改善加算区分3については、支給要件である研修の受講状況により金額が異なります。
処遇改善加算手当※区分3	0円～20,000円	
鹿児島市処遇改善手当	20,000円	
合計	37,600円～ 57,600円	

その他の職種（児童指導員・支援員など）も各処遇改善手当を支給しています！！

## 14 鹿児島県社会福祉事業団が運営している施設・事業所

名 称	位 置	実 施 事 業
事務局	鹿児島市鴨池新町1-7	
仁風学園	鹿児島市本名町458-1	児童養護施設
若葉学園	始良市鍋倉190-2	子育て短期支援事業 児童自立生活援助事業（仁風のみ）
女性自立支援施設	鹿児島市	女性自立支援施設
同胞保育園	鹿児島市柳町3-20	保育所 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
鹿児島みなみ保育園	鹿児島市東郡元町18-3	保育所/一時預かり事業
南部親子つどいの広場	鹿児島市西谷山1-3-2	地域子育て支援拠点事業
母子生活支援施設	鹿児島市	母子生活支援施設
ゆすの里	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	障害者支援施設 生活介護/機能訓練/生活訓練 短期入所事業/特定相談支援事業/障害児 相談支援事業
リハステーションゆす	鹿児島市錦江町3-7	障害福祉サービス事業 生活介護/生活訓練
川内自興園	薩摩川内市百次町1110	障害者支援施設 生活介護/生活訓練/就労移行支援 施設入所支援 就労継続支援B型/就労定着支援 短期入所事業/共同生活援助 就労選択支援事業
チャイルドクラブあおぞら	薩摩川内市百次町1110	障害児通所支援事業
かごしま障害者就業・ 生活支援センター	鹿児島市新屋敷町16-217	障害者就業・生活支援センター 事業（公益事業）
ほくさつ障害者就業・ 生活支援センター	薩摩川内市西向田町11-26	

## 15 試験会場案内

### 【一次試験】

全国のテストセンター（約130か所）にて受験することができます。  
会場詳細は、別紙「ピアソンVUE：テストセンターリスト」をご確認ください。

### 【二次試験】

試験会場：鹿児島県社会福祉センター会議室（鹿児島市鴨池新町1番7号）



### 【JR鹿児島中央駅から】

- バス・・・市営バス 16番線 県庁前バス停下車 徒歩3分
- 市営バス 11番線 県庁西バス停下車 徒歩5分
- 鹿児島交通 32番線 県庁前バス停下車 徒歩3分
- 市電・・・「郡元」または「鴨池」電停下車 徒歩12分
- 車（タクシー）・・・約15分

### 【鹿児島空港から】

- バス・・・リムジンバス鴨池港行 約80分  
(県庁前バス停下車)

### 【お車でお越しの方】

二次試験の試験会場の敷地内には駐車場はございますが、数に限りがありますので、満車の際は、会場近くの有料駐車場「鴨池公園駐車場」等をご利用ください。

## 16 こども性暴力防止法（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

## 17 書類提出先・問合せ先



社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団 事務局

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 鹿児島県社会福祉センター4階

電話：099-257-7667 FAX：099-259-3939 担当：福岡

Email：j-office@kagoshima-swc.jp <https://kagoshima-swc.jp>

